

実際に起こったケータイ事件はこちら↑
 ケータイ事件簿をみてみよう。大切なことがわかるはず。
 むのか。
 どうしてトラブルに巻き込まれたのか、どうしたら被害にあわなくて
 れたりする事件がた〜さん起きている。
 ルールやマナーを守らないために被害にあったり、トラブルに巻きま

でも、ちょっと待って。
 ケータイのつきあい方って知ってる？
 ケータイの向こうには誰かがいることを忘れないで。
 つながる相手は、知ってる人や楽しい人だけじゃない。
 それに、一度にいろんな人につながってしまうんだ。



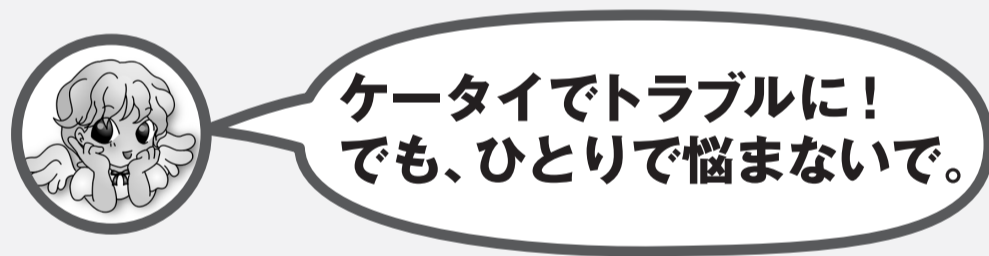
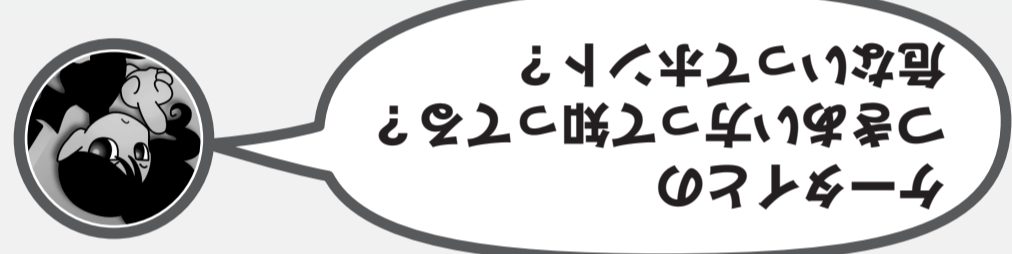
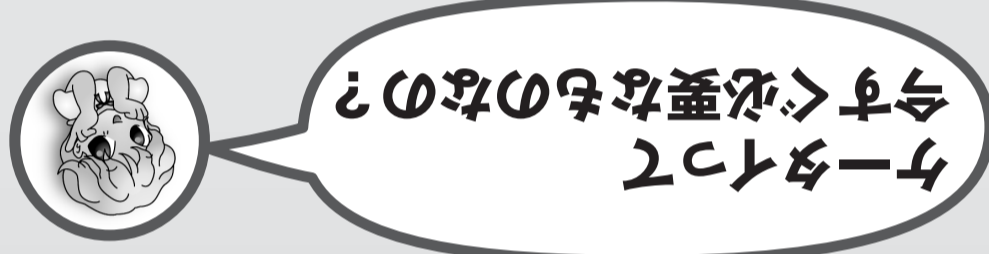
きみたちは、まだまだ「人生の初心者」

ケータイ、ってどんなことができるの。



「私は気をつけているから大丈夫」と思い込んでいても、思わぬトラブルにあっってしまうことがある。
 ケータイは、知らないうちにいきなり未知の世界に入ってしまうケケンがある。
 大人でもトラブルに巻き込まれてしまうコソカがある。

ケータイってすごい便利。
 ケータイを持っていたら、いろんなことができて楽しいよね。



ステップ 1

知らない人には会わない
 個人情報絶対に明かさな
 お金を払わない

ステップ 2 家族に、先生に聞こう

ステップ 3 近くの警察や消費者センターに相談しよう

困った時の相談窓口
 警察総合相談窓口：全国共通短縮ダイヤル「#9110」（ケータイからも可）

ステップ 4 もっとケータイの危険性について知ろう

お役立ち情報のページ <http://www.iajapan.org/kids/> ※フィルタリングの情報もっています

大人のみなさまへ

小学校高学年から中学校入学の時期に携帯電話を持つ子どもが多くなっています。このリーフレットが、安全・安心に携帯電話を利用することができるよう、子どもたちと一緒に考えるきっかけとなることを願っています。

- 携帯電話がもたらす危険性を十分知っていますか？ 子どもに教えられますか？
- 子どもに持たせる携帯電話にインターネット機能は必要ですか？
- 子どもが持つ携帯電話にフィルタリング機能を設定していますか？
- 携帯電話の利用状況を把握していますか？ 利用のルールを作っていますか？

これらのことを十分考えて、子どもと一緒に携帯電話の使い方について、話し合ってみてください。

2006年9月 財団法人インターネット協会へ委嘱





■解説
メールの文字は会って話した言葉よりも深く心に残ることがある。冷たい言葉のメールによけいに深く傷ついてしまうことも。いやなメールをもらったら、返事を書いたりせずにまずは無視すること。無視することも勇気ある行動。

●アドバイス
「自分がしてもらってうれしいことをする」「自分がされてイヤなことはしない」そういう相手のことを思いやる気持ちを忘れないようにしてください。メールは便利で手軽に送れるけど、相手の顔が見えないから、送られた相手のことをよく考えて、慎重に送りましょう。また、掲示板やチャットに友だちの悪口を書くのは絶対にやめましょう。

ちゃんと会って話しをすることが大切
ケータイいじめ

高校2年生男子生徒が同級生の女子生徒を掲示板で中傷、2005年7月
インターネットの掲示板に「顔は悪くないけど、性格に問題あり」などと同級生の女子生徒を傷つける書きこみをしたことがわかり、名誉毀損の疑いで逮捕。
小学校6年生の女子児童が同級生を殺害、2004年6月
インターネットの掲示板への書きこみから、クラスメイトに対する「怒り」や「憎しみ」を感じるようになったことが事件の引き金となった。

名誉毀損
人の名誉を傷つけること。名誉とは、まわりの人や社会からの評価をいう。まわりの人や社会からの評価を傷つけるためには、ある程度、広い範囲に伝わる可能性がある形で、発言などがなされなければならない。友達と2人でこっそり誰かの悪口を言うことは、名誉毀損にはあたらない。

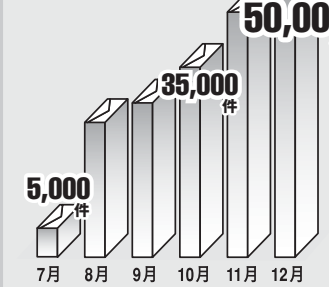
簡単に信じないで…… テレビ番組発信? チェーンメール

■解説
右のマンガのメールの例は、「チェーンメールじゃないよ」と書いてあるけど、これはチェーンメール。テレビ番組「学校へ行こう! MAX」(TBS系列)とはまったく無関係。このようなメールへの注意の情報がホームページに書かれる場合が多いので、その番組のページを確かめてみよう。
出典: TBS「チェーンメールにご注意ください!」
<http://www.tbs.co.jp/gakkou/kokuti/mailchui.html>

●アドバイス
メール本文に「〇〇人以上に転送するように」と書かれていたら、それはチェーンメール。内容は「募金の案内」「子犬をもらってください」など一見人助けのような内容、幸せになれるおまじない、こわがらせる内容などもあります。自分が

もらって悩むようなメールは、友だちがもらっても同じように困るもの。メールを回さなかったからといって、今までのポケット代をとられることはないの、チェーンメールはとめる。すてる。

チェーンメールの通報、2005年7月~12月



チェーンメールで困ったら
「撃退! チェーンメール携帯サイト」



<http://www.dekko.or.jp/soudan/chain/mobile.html>
携帯用チェーンメール転送先アドレス
risu1@ezweb.ne.jp
dakef1@docomo.ne.jp
kuris1@t.vodafone.ne.jp

出典: 財団法人日本データ通信協会



キケンゾーン



かくれたワナ!
知らない人に自分の情報を絶対に明かさな
詐欺・脅迫
個人情報教えてしまうと被害にあうかも……

■解説
インターネットの広告で「〇〇するだけでお金がもらえる」なんてほとんどウソ。かんたんにお金がもらえるなんて信じてはいけない。安易に連絡して、自分の名前や住所を教えたり、写真を送ったりしてしまうと、詐欺や脅迫などの犯罪被害にあってしまうことも。

●アドバイス
インターネット上で知り合ってメール交換を始めた相手に、気軽に自分の個人情報(名前、住所、電話番号、写真など)を送っては絶対にいけません。もし、まちがえて送ってしまったらすぐに家族や先生に相談しましょう。知らない他人に個人情報をわたしてしまったり……その情報を使って何をされるのかわかりません。友だちの写真を無断で勝手に送ってしまったら、もっとも大変なことになると思います。

危うい「モデル募集サイト」、少女の被害増加、2006年1月
インターネット上で、撮影モデルを希望する女性と情報交換する専門サイトが増えており、18歳未満の少女が書きこみをしているサイトもあることが、インターネット協会の調べでわかった。
2005年に逮捕された男はお金を提示して「モデル募集」をかけ、18歳未満の少女100人以上を集め、実際は児童ポルノに出演させビデオで販売。画像はネット上にも流出し、少女たちの被害画像は今も「回収不能」の状態にある。
出典: 読売新聞2006年1月12日付け記事

14歳をフィッシング行為で摘発、少女らに脅迫メール、2006年5月
ニセのオンラインゲームのホームページを使って個人情報を盗む「フィッシング行為」をしたとして、14歳の少年を、不正アクセス禁止法違反などの容疑で書類送検。フィッシング行為で、未成年が摘発されるのは全国でも初めて。IDなどを盗み取られた会員のほとんどは、小中学校の少女で、少年は、パスワードなどを勝手に変更して、「ホームページに入れるようにしてほしかったら裸の写真を送れ」などと脅迫メールを送り、計十数人からわいせつな写真もメールで送らせていたという。
出典: YOMIURI ONLINE 2006年5月30日付け記事

フィッシング行為
有名企業のメールをよそおったメールを送りつけ、ニセのホームページにアクセスさせて、IDやパスワードを入力させるなどの方法で、ID・パスワードをだまし取る手口の詐欺。このようなメールを受け取ったときは、誘導されたホームページで指示通り画面入力するのではなく、その企業の正式な問い合わせ窓口を確認するとよい。

不正アクセス禁止法
他人のID・パスワードを無断で使ってホームページなどにアクセスすることを犯罪として処罰する法律。たとえば、オンラインゲームなどで勝手に他人のID・パスワードを利用した場合はこの法律に違反する。ゲームのアイテムほしさに他人のIDを勝手に使ってゲームサイトにアクセスした中学生や高校生がこの法律に違反したとして、検査されたことがある。



自分を守るゾーン

大人になりたいと背のびはだめ、スリルを求めて興味本位はだめ
出会い系サイト

■解説
ケータイのメールに出会い系サイトの広告。興味本位でアクセスしてみたら、面白そうな書きこみが。返事を書いてみると……やさしそうな感じの写真が来て、会いたい、と書いてありました。大丈夫かな……と思って、会ってしまったら! 暴行、誘拐、恐喝などの事件に巻き込まれるかもしれない。

●アドバイス
自分は絶対に大丈夫だろう、と思わないでください。出会い系サイトには、「アクセスしない」「書きこまない」「絶対会わない」が基本です。もしアクセスしてしまったとしても、絶対に書きこんではいけません。「会うこと=もっともキケンなこと」なのです。

出会い系サイトで援助交際募集、2006年1月
出会い系サイトで援助交際を募集していた少年(16)が少女(17)を紹介し、男性(32)から3万円の紹介料を得ていた。男性は逮捕、少年もあつせん疑いで逮捕された。

出会い系サイトで被害にあった児童が書きこんだ典型的な例
女子中学生(15)は「今、暇なのでメールできる人いますか?」と書いたところ「28歳の〇〇(名前)です。〇万円前払いで会えませんか?写真を送ってくださいませんか?」とのメールを受信。

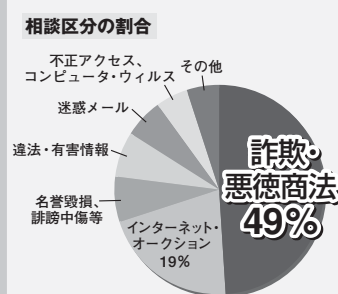
出会い系サイト規制法
「出会い系サイト」とは、もともとは、趣味の友達、恋人、サークルのメンバー等を探すためのサービスを提供するホームページをいう。「出会い系サイト規制法」は、出会い系サイトを利用して、18歳未満の子供に対して性的な関係の相手となるように誘うことや、お金を示して交際の相手となってもらうよう誘うことを処罰する法律。子どもが誘った場合も対象となり、中学生が検査されたことがある。



ワンクリック詐欺 お金を払えと脅されたら周りの大人にすぐ相談



2005年サイバー犯罪等に関する相談受理状況 84,173件



出典: 警察庁

■解説&アドバイス
これは詐欺! クリックしただけで利用料金の5万円は発生しないから大丈夫。料金を請求されても、あせらないですぐ家族や先生に相談しよう。送られてきたメールは無視して返事もしないように。こうした詐欺は大変多くなっているの、くれぐれも気をつけて!